

指定工事店のみなさまへ

～・～・～名古屋市上下水道局より大切なお知らせ～・～・～

令和元年10月 1日より指定工事店の指定に有効期限が設定され、**更新制**に変わります。

指定工事店の資質の維持・向上を目指して、水道法及び名古屋市下水道条例の一部が改正され、**令和元年10月 1日**から指定工事店の指定に有効期限が設定されます。有効期限後も引き続き指定工事店として活動するには、有効期限の末日までに指定を更新していただく必要があります。

令和元年 9月30日現在指定を受けている工事店さまは、本市から指定を受けた日によって、現在の指定の有効期限が決まります（下表参照）。更新後の有効期限は5年です。

指定を受けた時期	現在の指定の有効期限
平成10年 4月 1日～平成11年 3月31日	令和 2年 9月29日まで
平成11年 4月 1日～平成15年 3月31日	令和 3年 9月29日まで
平成15年 4月 1日～平成19年 3月31日	令和 4年 9月29日まで
平成19年 4月 1日～平成25年 3月31日	令和 5年 9月29日まで
平成25年 4月 1日～令和元年 9月30日	令和 6年 9月29日まで

- **指定給水装置工事事業者と指定排水設備工事店の両方の指定を受けている工事店さまは、指定給水装置工事事業者の指定の更新時に指定排水設備工事店の更新も行います。**
- 更新の要件や必要書類は新規指定の申請時とおおむね同じです。
- **指定の更新には、以下の更新手数料がかかります。**
 - 指定給水装置工事事業者の指定の更新 7,000円**
 - 指定排水設備工事店の指定の更新 7,000円**
- **更新対象となっている工事店さまには、郵便にて別途通知いたします。** 工事店さまの名称・事業所の所在地等に変更がある場合には、速やかに届け出て下さい。

更新制に関するお問い合わせ先

名古屋市上下水道局営業課

TEL052-972-3637 FAX052-972-3676